

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年12月13日

中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	大阪府
3. 市区町村名	
4. 届出番号	7
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/mynumber_shigaku/index.html

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第二条各号(第三号を除く。)に掲げるもの(私立のもの及び公立大学法人大阪の設置するものに限る。)をいう。)への就学に要する経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの(大阪府私立高等学校学び直し支援金)
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例別表 第一の項 高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第二条各号(第三号を除く。)に掲げるもの(私立のもの及び公立大学法人大阪の設置するものに限る。)をいう。)への就学に要する経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第一条	大阪府私立高等学校等学び直し支援金交付要綱第2条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。</p>	<p>大阪府は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)第2条に規定する高等学校等のうち国(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人を含む。)及び地方公共団体(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。)以外の者の設置するものであって、大阪府内に所在する高等学校等(以下「私立高等学校等」という。)に在学する生徒(以下「生徒」という。)がその授業料に充てるために学び直し支援金の支給を受けることにより、私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>大阪府私立高等学校等学び直し支援金交付要綱 大阪府私立高等学校等学び直し支援金の受給資格認定等に係る事務要項</p>

2. 進ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号	大阪府私立高等学校等学び直し支援金交付要綱第5条 大阪府私立高等学校等学び直し支援金の受給資格認定等に係る事務要項第2条
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	大阪府私立高等学校等学び直し支援金の受給資格認定等に係る事務要項第2条1項の大阪府私立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号ロ	大阪府私立高等学校等学び直し支援金交付要綱第5条 大阪府私立高等学校等学び直し支援金の受給資格認定等に係る事務要項第2条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号ハ	大阪府私立高等学校等学び直し支援金交付要綱第5条 大阪府私立高等学校等学び直し支援金の受給資格認定等に係る事務要項第2条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 2 号	大阪府私立高等学校等学び直し支援金交付要綱第5条 大阪府私立高等学校等学び直し支援金の受給資格認定等に係る事務要項第5条
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務	大阪府私立高等学校等学び直し支援金の受給資格認定等に係る事務要項第5条1項の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 2 号ロ	大阪府私立高等学校等学び直し支援金交付要綱第5条 大阪府私立高等学校等学び直し支援金の受給資格認定等に係る事務要項第5条2項

②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 2 号ハ	大阪府私立高等学校等学び直し支援金交付要綱第 5 条 大阪府私立高等学校等学び直し支援金の受給資格認定等に係る事務要項第 5 条 2 項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
備考	大阪府知事の権限に属する事務の一部は地方自治法第180条の2に基づき、大阪府知事から委任を受け、大阪府教育長で処理をしている。	